

「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果及び労災認定について

電離放射線障害の業務上外に関する検討会について

- 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」（非公開）（座長：放射線医学総合研究所 明石真言）では、放射線業務従事者に発症した甲状腺がんの労災請求がなされたことを受け、放射線業務が甲状腺がんの原因かどうかを判断するため医学文献を収集し、検討を行った上で、現時点の医学的知見を報告書として取りまとめた。
- 当該報告書を踏まえた甲状腺がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方は以下のとおり。
 - ・被ばく線量が100mSv以上あること
 - ・放射線被ばくからがん発症までの期間が5年以上あること
 - ・リスクファクターとして放射線被ばく以外の要因（多産、人工閉経、ヨウ素摂取等）についても考慮する必要があること
- 本件労災請求事案について、当面の労災補償の考え方を踏まえ、業務上外を判断。

検討結果について

- 開 催 日 平成28年12月15日
- 検討結果 東京電力福島第一原発事故後の作業従事者に発症した甲状腺がんについて業務上との結論。

労災認定された事案について

- 労働者は40歳代の男性。
- 平成4年4月～平成24年4月の20年1か月間放射線業務に従事。
（東電福島第一原発事故後の緊急作業は平成23年3月～平成24年4月の1年2か月間）
- 従事した作業の概要は、原子力発電所における原子炉の運転・監視業務及び緊急作業。
※緊急作業時には防護服・全面マスク等を着用

これまでの原発労働者の労災認定状況

- 原発労働者に係る放射線被ばくによる「がん」の労災認定は、これまで計15件。
（白血病8件、悪性リンパ腫5件、多発性骨髄腫2件）